

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ク レ オ

代表者の役職名 代表取締役社長 川畠 種恭

(JASDAQ コード 9698)

問い合わせ先 取締役 小池 博

TEL 03-3445-3500

### 定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において「定款の一部変更の件」に関し、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 33 回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 18 年 6 月 23 日

2. 定款一部変更の趣旨および目的

(1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により当社定款を変更するものであります。

- ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 4 条(機関)を新設するものであります。
- ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- ③ 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

(2)株主総会の招集権者を明確にし機動的な議事進行を図るため第 15 条(招集権者および議長)を変更するものであります。

- ④ 円滑な株主総会の運営を図るため第 17 条(議決権の代理行使)を変更するものです。

(3)取締役の選任と解任手続を明確にするため第 20 条(取締役の選任および解任の方法)を第 1 項、第 4 項を新設するものであります。

- ⑤ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的の行うことができるよう、第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

⑥ 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に發揮することができるよう、第 35 条第 2 項(監査役の責任免除)を新設するものであります。

- ⑦ 第 7 章第 37 条から第 39 条に会計監査人を置く旨を規定したことに伴い、第 7 章(第 37 条～第 39 条)を新設するものであります。

⑧ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

- ⑨ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更字句の修正および削除を行なうものであります。

(4)上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

### 3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 【商号】</p> <p>1. 当会社は、株式会社クレオ と称する。</p> <p>2. 当会社の英文社名は、C R E O C O . , L T D . と称 する。</p>	<p>第1章 総 則 (現行どおり)</p>
<p>第2条 【目的】</p> <p>当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。</p> <p>(1) コンピュータソフトウェ アの研究開発とこれの 販売</p> <p>(2) システム設計、プログラ ミング、オペレーション 、プログラムの販売 およびコンサルティング</p> <p>(3) データ伝送および通信機 器の販売ならびに保守、 工事</p> <p>(4) 電子計算機およびこれに 関連する機器の販売なら びに輸出輸入業</p> <p>(5) 電子計算機による計算請 負および技術者の派遣</p> <p>(6) 電子計算機に関する消 耗品の販売および出版販 売</p> <p>(7) 前各号に付帯する一切の 業務</p>	<p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>第3条 【本店の所在地】</u> <p>当会社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新設)</p>	(現行どおり)
<u>第4条 【公告の方法】</u> <p>当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p>	<u>第4条 【機関】</u> <p>当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会  (2) 監査役  (3) 監査役会  (4) 会計監査人</p>
<u>第5条 【会社が発行する株式の総数】</u> <p>当会社の発行する株式の総数は、16,000,000株とする。ただし、株式消却が行われた場合にはこれに相当する株式数を減ずる。</p>	<u>第5条 【公告方法】</u> <p>当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p>
	<u>第6条 【発行可能株式総数】</u> <p>当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><b>第7条 【株券の発行】</b>  <u>当会社は株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p><b>第7条 【1単元の株式の数および単元未満株券の不発行】</b></p> <p>1. 当会社の<u>1単元の株式</u>の数は1,000株とする。      2. 当会社は<u>1単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p>	<p><b>第8条 【単元株式数および単元未満株券の不発行】</b></p> <p>1. 当会社の<u>単元株式数</u>は1,000株とする。      2. 当会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはその限りでない。</u></p>
(新設)	<p><b>第9条 【単元未満株式についての権利】</b>  <u>当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>      (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>      (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第6条 【自己株式の買受け】</b>            当会社は、<u>取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</u></p>	<p><b>第10条 【自己株式の取得】</b>            当会社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会議の決議をもって、自己株式を取得することができる。</u></p>
<p><b>第8条 【名義書換代理人】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></li> <li>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></li> <li>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u></li> </ol>	<p><b>第11条 【株主名簿管理人】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></li> <li>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></li> <li>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株式喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第9条 【株式取扱規定】</u></p> <p>当会社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する取扱および手数料について</u>は、取締会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第11条 【招集】</u></p> <p>当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に</u>招集し、臨時株主総会は、<u>必要に応じて</u>招集する。</p>	<p><u>第12条 【株式取扱規定】</u></p> <p>当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p><u>第13条 【招集】</u></p> <p>当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月に</u>招集し、臨時株主総会は、<u>必要があるときに隨時これを</u>招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第10条 【基準日】</b></p> <p>1. 当会社は、毎営業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項の他、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告し、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができます。</p>	<p><b>第14条 【基準日】</b></p> <p>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(削除)</p>
<p><b>第12条 【議長】</b></p> <p>株主総会の議長は、取締役会長がこれに当たる。取締役会長を置かないとき、または差し支えのある場合は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に差し支えのある場合は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p><b>第15条 【招集権者および議長】</b></p> <p>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<b>第13条 【決議の方法】</b> 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の <u>他、出席した株主</u> の議決権の過半数をもってこれを行う。 2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u>	<b>第16条 【決議の方法】</b> 1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合 <u>を除き、出席した議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u>
<b>第14条 【議決権の代理行使】</b> 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権行使することができる。 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。	<b>第17条 【議決権の代理行使】</b> 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として、その議決権行使することができる。 (現行どおり)
<b>第15条 【議事録】</b> 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録にこれを記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印して、これを永久保存する。	<b>第18条 【議事録】</b> 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびに <u>その他法令に定める事項</u> は、議事録にこれを記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役、取締役会および代表取締役 第16条【取締役の員数】 当会社の取締役は7名以内とする。	第4章 取締役、取締役会および代表取締役 第19条【取締役の員数】 (現行どおり)
第17条【取締役の選任の方法】 1. 当会社の取締役は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。	第20条【取締役の選任および解任の方法】 1. 取締役は、株主総会の決議により選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 4. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第18条【取締役の任期】 1. 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条【取締役の任期】 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	2. (現行どおり)
<b>第19条 【代表取締役および役付取締役】</b>	<b>第22条 【代表取締役および役付取締役】</b>
1. <u>会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u>	1. <u>取締役会は、その決議によつて代表取締役を選定する。</u>
2. <u>取締役会の決議をもつて、代表取締役の中から社長1名を選任する。</u>	2. <u>取締役会は、その決議によつて取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>
3. <u>取締役会の決議をもつて、取締役の中から会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u>	(削除)
<b>第20条 【取締役会の招集】</b>	<b>第23条 【取締役会の招集権者および議長】</b>
1. 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に差し支えのある場合は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	1. 取締役会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u> 取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第21条【取締役会規定】</b>  取締役会の運営について、法令または定款に別段の定めのない事項は、取締役会の決議により定める取締役会規定による。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第24条【取締役会規定】</b>  (現行どおり)</p>
<p><b>第22条【報酬および退職慰労金】</b>  取締役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p>	<p><b>第25条【取締役会の決議の省略】</b>  当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><b>第23条【取締役の責任免除】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当会社は、取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</li> <li>当会社は、社外取締役との間で、その社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として専任を負担する旨の契約を締結することができる。</li> </ol>	<p><b>第26条【取締役の報酬等】</b>  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><b>第27条【取締役の専任免除】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</li> <li>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役、監査役会および常勤監査役 第24条【監査役の員数】 当会社の監査役は4名以内とする。 第25条【監査役の選任の方法】 当会社の監査役は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	第5章 監査役、監査役会および常勤監査役 第28条【監査役の員数】 (現行どおり) 第29条【監査役の選任の方法】 1. 監査役は、株主総会の決議により選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を使用することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
第27条【監査役の任期】 1. 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同様とする。 3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	第30条【監査役の任期】 1. 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (削除)
第28条【常勤監査役】 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。 第29条【監査役会の招集】 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	第31条【常勤監査役】 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 第32条【監査役会の招集】 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第30条【監査役会規定】</b> 監査役会の運営について、法令または定款に別段の定めのない事項は、監査役会の決議により定める監査役会規定による。	<b>第33条【監査役会規定】</b> (現行どおり)
<b>第31条【報酬および退職慰労金】</b> 監査役の報酬および退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。	<b>第34条【監査役の報酬等】</b> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
<b>第32条【監査役の責任免除】</b> 当会社は、監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。	<b>第35条【監査役の責任免除】</b> <p>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
第6章 執 行 役 員 <u>第33条【執行役員】</u> 1. 当会社は、取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を置くことができる。 2. 執行役員に関する事項は、取締役会が定める執行役員規定において定める。  (新設)	第6章 執 行 役 員 <u>第36条【執行役員】</u> (現行どおり)
(新設)	<u>第7章 会計監査人</u> <u>第37条【会計監査人の選任】</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 <u>第38条【会計監査人の任期】</u> 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。 <u>第39条【会計監査人の報酬等】</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
第7章 計 算	第8章 計 算
<u>第34条【営業年度】</u> 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの <u>年1期</u> とする。	<u>第40条【事業年度】</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの <u>1年</u> とする。
<u>第35条【利益配当】</u> 当会社の利益配当金は、毎営業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。	<u>第41条【剰余金の配当】</u> 1. 当会社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
<u>第36条【中間配当】</u> 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法293条ノ5の規定に従い、中間配当金を支払うことができるものとする。	<u>第42条【中間配当】</u> 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。
<u>第37条【除斥期間】</u> 1. 利益配当金および中間配当金は、その支払確定の日から満3年を経過しても受領なき場合は、当会社はその支払義務を免れるものとする。 2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。	<u>第43条【除斥期間】</u> 1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。
	(現行どおり)